

日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価では、A評価が●項目、B評価が●項目、C項目が●項目あり、中期目標期間を通じておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。	

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	事務所の存置等（項目1－5）については、高齢者・障がい者等に対する合理的配慮のため、ホームページでの各事務所のバリアフリー状況等の周知や、複数の事務所移転等における利用しやすい階設定・レイアウト設計を行ったほか、チャットボットや有人チャットによる情報提供など、聴覚障害者等にも利用しやすい取組を実施した。また、出張所・司法過疎地域事務所等の在り方に関する見直し・検討も中期目標期間を通じて適切に実施された。 司法アクセス拡充のための体制整備等（項目1－6）については、「旧統一教会」問題への対応、犯罪被害者等支援、ひとり親家庭支援、若年者支援などの社会的課題に対し、関係機関と連携しながら効果的な取組を推進するとともに、司法アクセス拡充のための体制整備を進めた。 民事法律扶助業務（項目2－9）については、中期目標期間全体を通してみると出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数はいずれも増加しているほか、自治体等との連携やデジタル技術の活用による高齢者・障がい者等への支援、さらには、ひとり親世帯に対する支援など、支援を必要とする利用者に寄り添った各種施策を着実に推進している。 犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、中期目標期間を通して被害者参加旅費等支給制度における2週間以内の支給割合が極めて高い水準を維持していることに加え、犯罪被害者等支援弁護士制度の円滑な運用開始を実現し、短期間で相当数の利用実績を上げるなど、特筆すべき成果が上げられている。 一般管理費及び事業費の効率化（項目3－14）については、中期目標期間を通していずれの年度も効率化による削減を反映した予算の範囲内で適切に執行されており、指標で定められた削減目標を達成したほか、人件費についても雇用形態に応じて適切な人員配置を行うとともに必要な規程改正などの対応を適切に実施し、合理化・効率化を図った。各種契約手続については、競争入札等の競争的手法を活用することで競争性・公平性を確保するとともに、契約情報の公表等を通じて透明性の確保に努めた。 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－17）については、償還率・償還滞納率ともに目標を達成しており、適切な債権管理等のための各取組を継続的に実施している。 内部統制の確実な実施（項目5－19）については、組織全体として内部統制やガバナンスの強化に積極的に取り組み、ニーズ調査による法的支援の総括的な検証に着手するとともに、コンプライアンス推進室の設置を中心とした内部統制体制の強化を実現するなど具体的取組が行われた。 業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、重点的な訴求対象を具体的に設定した上、それに向けてインターネット広告、YouTubeやSNSを利用した広報、ホームページでの情報発信等、多様な媒体を用いて周知活動を行った。また、他機関が主催するイベント等の機会も活用して広報活動を行うなど、関係機関と連携した周知活動も継続的に行った。 その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項) 常勤弁護士の採用及び配置(項目1-2)については、常勤弁護士の採用や適切な配置は、支援センターにおける法的支援の基盤をなすものであるから、次期中期目標期間に向けても常勤弁護士の確保については危機感を持って積極的に取組を進める必要がある。また、次期中期目標期間における評価に当たっては、件数による業務量のみならず、司法ソーシャルワークや関係機関との連携等を通じた司法アクセス向上への貢献についても適切に評価できるよう検討することが望まれる。 事務所等の存置等(項目1-5)については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現という支援センターの責務を果たしていくために、次期中期目標期間においても、各地の法的ニーズ等を踏まえながら、事務所の存置や法的支援体制の在り方について検討・整備を進めていくべきである。 司法アクセス拡充のための体制整備(項目1-6)については、引き続き指標の達成状況に加え、支援を必要とする方への実際の到達状況、社会的な課題の解決への効果、関係機関との連携体制の定着状況、取組の波及状況など、その実質的な効果や広がりについても注視していくことが望まれる。 民事法律扶助業務(項目2-9)については、電話等相談援助実施件数の減少傾向がみられ、電話等相談援助実施件数に含まれるオンライン相談はその重要性が今後も拡大していくことが見込まれることを踏まえれば、次期中期目標期間においては、電話等相談援助実施件数の推移について必要な分析を行うとともに、その有効活用に向けた取組が更に進展することを期待する。 国選弁護等関連業務(項目2-10)については、24時間以内の指名通知の割合につき高水準を維持しているものの、令和6年度から2年連続で数値が低下していることは重く受け止める必要があるところ、24時間以内の指名通知ができなかった事例についての原因の分析を行った上で、今後の改善を期待する。 司法過疎対策業務(項目2-11)については、巡回相談件数が、中期目標期間最終年度の令和7年度において、令和4年度及び令和5年度と比較しても減少しているところ、その背景については更なる分析の余地がある。次期中期目標期間においては、巡回相談のニーズ把握等も含め、関係機関との連携や他の相談援助の活用状況も踏まえながら、必要な利用者に必要な支援が行き届いているかという観点から、その推移を分析・検討することが期待される。 事業の効率化(項目3-15)については、令和7年度のコールセンターの応答率の低下につき、入電件数の増加がその一因と思われるものの、それ以外の要因についても分析を行い、その結果を踏まえた改善策を講じるとともに、応答率の向上のみを追求することで相談者への丁寧な対応が損なわれることのないよう留意しつつ、適切な相談対応との両立を図ることを期待する。 自己収入の獲得等(項目4-16)については、一般寄附収入につき、中期目標期間を通じて見ると、突出した額だった令和4年度を別として、年度ごとに逡減傾向を示しており、この点は、原因の分析とともに、業務認知度向上の取組も踏まえた対応策の検討を期待する。
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。

その他特記事項	特に記載すべき事項はない。
---------	---------------